

市川市霊園の霊堂（納骨堂）は、遺骨をお持ちで埋蔵場所にお困りの方のために、一時的に遺骨をお預かりする施設です。

遺骨の収蔵期間は1年間で、最長4回の更新が出来ます。

霊堂の申込み資格

霊堂の利用資格は、次の要件を満たす方です。

- ①市川市に住民登録のある方で、世帯主又は戸籍の筆頭者もしくはその配偶者であること。
- ②現に、市川市霊園の一般墓地の使用許可を受けていないこと。
- ③遺骨の祭祀を主宰する方であること。
- ④遺骨との間に、次に掲げる関係のうちいずれかを有していること。
ア. 配偶者 イ. 2親等以内の血族または姻族 ウ. 養父、養母または養子
(市川市パートナーシップ及びファミリーシップ届出制度において証明書の交付を受けた方、または、市と協定している団体による証明のある方を含む)
- ⑤収蔵する遺骨が、焼骨であること。
- ⑥分骨でないこと。
- ⑦合葬式墓地の使用を許可された遺骨でないこと。



霊堂の申込み方法

霊堂の使用申込みは、納骨を希望する日の1週間前までに、霊園管理事務所で下記の書類を持参して手続きを行ってください。(他の施設では、手続きできません。)

※あらかじめ納骨を希望する日と時間を決めてきて下さい。

納骨は土・日・祝日もできます。(年末年始、お盆、お彼岸を除く)

(納骨時間は午前9時30分～11時30分、
午後1時～3時30分の間に30分間隔で受け付けます。)

【申請に必要な書類】

1. 使用許可申請書：霊園管理事務所にあります。
2. 申請者の住民票：世帯全員の住民票で本籍・続柄の記載されたもの。
3. 戸籍(除籍)謄本：申請者と死亡者との関係がわかり、死亡者の死亡の記載がされているもの。
4. 同意書：霊園管理事務所にあります。
(同意書を提出する場合は、死亡者と申請者と同意書の記載者との関係が1通に記載された戸籍(除籍)謄本が必要です。)
5. 遺言書、会葬御礼状等の申請者が祭祀を主宰することがわかるもの：
(これらを提出の場合は4.の同意書は不要。)
6. 埋火葬許可証の原本：火葬場で火葬年月日等が記載されたもの。
7. 承諾書：霊園管理事務所にあります。
8. 使用料：遺骨一体につき 6,070円(消費税等相当額を含む)

(申請書類は市川市公式 Web サイトからもダウンロードできます。)

納骨当日の手順

- 納骨する当日、指定の時間に霊園管理事務所へ直接おいで下さい。
- 当日持参していただくもの。 ①霊堂使用許可証 ②埋火葬許可証 ③収蔵する遺骨

更新する場合の手続き

収蔵期間内に埋蔵場所が決まらなかった場合は、霊堂の収蔵期間を更新することができます。収蔵期間の更新は、期間満了1ヶ月前までに霊園管理事務所で下記の書類をそろえて更新手続きを行ってください。

更新回数は、最長4回までで新規の収蔵から5年間で収蔵限度になります。

【更新手続きに必要な書類】

- ①霊堂使用許可証
- ②運転免許証または、健康保険証、住民票等で住所の確認ができるもの。
※転居・転出等により住所が変更になっている場合は、住民票（本籍・続柄が記載されたもの）。
- ③印鑑（シャチハタでないもの）
- ④使用料 遺骨一体につき 6,070円（消費税等相当額を含む）

遺骨を引き取る場合の手続き

埋蔵場所が決まり、霊堂から遺骨を引き取る場合は、引き取りを希望する日の一週間前までに、下記の書類をそろえて霊園管理事務所で行ってください。

※霊園管理事務所以外での手続きできません。

【引き取り手続きに必要な書類】 引取り当日でも構いません。

- ①霊堂使用許可証
- ②移動先の墓地等で、遺骨の受け入れを受諾する証明書または墓地の使用許可証等。
- ③印鑑（シャチハタでないもの）
- ④未使用期間が1ヶ月以上ある場合は、振込先金融機関の口座名および口座番号。
<遺骨の返還により未使用期間がある場合は、使用料を月割り計算で口座振り込みにより還付いたします。>

その他注意事項

- 霊堂に遺骨を収蔵している期間に、転居等により使用許可証の記載内容に変更があった場合は、霊園管理事務所への届出が必要となります。
必要な書類等については、お問い合わせ下さい。
- お彼岸やお盆期間中は墓参者で大変混み合いますので、納骨および遺骨の引き取りの受付はしていません。

問い合わせ先

市川市霊園管理事務所（年末・年始は休み）

〒272-0805

千葉県市川市大野町4丁目2481番地

電話：047-337-5696 FAX：047-303-7760

